



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月8日月曜日 第405号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県税の収納事務の委託.....（税務課）... 573
 土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....（農地整備課）... 573
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....（会計課）... 574
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 574
 土地改良区の定款変更の認可（5件）.....（東予地方局農村整備課）... 575

告 示

○愛媛県告示第538号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年5月8日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号	自動車税種別割、個人事業税及び不動産取得税（それぞれ普通徴収のものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	令和5年4月1日から 令和8年3月31日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	スマートフォン等の電子機器による決済サービスにおける徴収金の収納事務	同上
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	同上	同上
LINE Pay株式会社	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	同上	同上
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	同上	同上
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	同上	同上

○愛媛県告示第539号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年5月8日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全事業	浅海地区（松山市）	令和4年1月31日

○愛媛県告示第540号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年5月8日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 土地改良事業の施行に係る地域, 土地改良事業の工事の完了年月日. Content: 農業用排水施設整備事業, 蕪崎地区(四国中央市), 令和5年2月28日

Table with 3 columns: 農業用排水施設整備事業, 銅山川第2地区(四国中央市), 令和5年3月20日

○愛媛県告示第541号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和5年5月8日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 指定番号, 売りさばき人住所, 氏名又は名称, 変更事項(新), 変更事項(旧), 変更許可年月日. Content: 大第22号, 大洲市東大洲1582番地, 愛媛たいき農業協同組合, 売りさばき人住所大洲市東大洲1582番地, 売りさばき所大洲市東大洲1582番地, 令和5年5月8日

○愛媛県告示第542号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第4項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年5月8日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
フジボウ愛媛株式会社
西条市大新田272番地
代表取締役社長 望月 吉見
2 事業場の名称及び所在地
フジボウ愛媛株式会社壬生川工場
西条市大新田272番地
3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第19号チ
4 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排出水の量（排水系統別の量を含む）
5 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 壬生川工場 排水処理場

Table with 6 columns: 処理施設に, 項目, 変更前(処理前), 変更後(処理後), 変更前(処理前), 変更後(処理後). Content: 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常60, 通常21.2, 通常65, 通常22.6, 最大100, 最大31.0, 最大105, 最大32.5

Table with 6 columns: 汚水等の汚染状態の値, 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常86, 通常42.8, 通常95, 通常47.1, 最大116, 最大57.8, 最大128, 最大63.6, 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常56.3, 通常17.7, 通常65.1, 通常20.4, 最大120, 最大27.0, 最大139, 最大31.6, 炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常0.5, 通常0.5, 通常0.5, 通常0.5, 最大1.0, 最大1.0, 最大1.0, 最大1.0, 汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル), 通常1,555, 通常1,555, 通常2,500, 通常2,500, 最大1,940, 最大1,940, 最大2,910, 最大2,910

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
第一排水口（既設）

Table with 4 columns: 汚水等の汚染状態の値, 項目, 変更前, 変更後. Content: 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常21.2, 通常22.6, 最大31.0, 最大32.5, 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常42.8, 通常47.1, 最大57.8, 最大63.6, 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常17.7, 通常20.4, 最大27.0, 最大31.6, 炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム), 通常0.5, 通常0.5, 最大1.0, 最大1.0, 汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル), 通常1,555, 通常2,500, 最大1,940, 最大2,910

備考 この他に、第二排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月8日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月8日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月8日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
今治市蒼社川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月8日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
今治市頓田川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月8日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣